

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発生日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ラオス	第二次日本・ラオス武道館建設 計画のための贈与に関する日本 国政府とラオス人民民主共和国 政府との間の交換公文	第二次日本・ラオス武道館建設計画を実施するため に必要な生産物及び役務の購入	201,600千円 H23.7.31まで (注5)	H20.12.19 ビエンチ ヤンで (同日)	日本側 宮下正明在ラオス 大使 側 プンクート・サ ンソムサクク外務副大臣	H21.1.19 8号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。
(注5)本案件は、「贈与の供与期限」となっている。